

「前橋クリエイティブシティ 県庁前通り社会実験アートプロジェクト」 企画運営等業務委託仕様書

1 目的

群馬県では、「群馬パーセントフォーアート」推進条例に基づき、県民、市町村及び事業者が主体的にアートに携わり、地域において新たな価値を創造することにより、県民の幸福度の向上を図っている。また、アーティストが自立できる環境の整備を目指している。

その取組の一環として、令和8年度に行われる「前橋クリエイティブシティ 社会実験」にアートを取り入れ、県民がアートに触れる機会を創出する。

2 業務名称

「前橋クリエイティブシティ 県庁前通り社会実験アートプロジェクト」企画運営等業務

3 契約期間

契約締結日から令和8年12月24日まで

4 企画提案に係る基本事項

(1) イベント名称

前橋クリエイティブシティ 社会実験

(2) 開催日時

令和8年10月23日（金）～25日（日）

(3) 会場

県庁前通り

- ・「県庁前」交差点から「本町一丁目」交差点手前までの市道00-017号線
- ・中央分離帯を挟み、南側車線は車両対面通行、北側車線は通行を規制しイベントスペースとする。

5 委託業務に関すること

(1) 主な業務

① イベントの企画立案（昼間・夜間）及び事業計画作成

- ・アートイベントのテーマ設定及びコンセプト設計
- ・夜間は原則として午後7時までとする。夜間に限り社会実験区域全体の使用を可能とするが、物品の設置は行わないものとする。
- ・災害発生時の避難・消防計画

※社会実験区域全体としてのアナウンスは予定されているが、本業務区画においても個別に緊急時対応体制を整備すること。

② アーティスト選定・調整

- ・出演アーティスト及び出展者の選定
- ・出演条件、謝礼等の調整及び契約業務
- ・演出内容、展示方法等の調整

③会場設営及び撤去

- ・会場レイアウト計画
- ・各種機材の手配及び取扱
- ・必要な電源の用意
- ・作品等の搬入
- ・安全管理、警備等の計画策定及び実施
- ・撤去及び原状復帰

⑤広報業務

- ・Web ページや SNS 等を活用した情報発信
※Web ページや SNS は特設せず、本社会実験の既存の Web ページおよび SNS アカウントを活用することとする。

⑥記録及び効果検証業務

- ・写真・動画による記録

(2) アートプロジェクト区画の詳細 ※別紙マップを参照。

- ・「大手町二丁目」交差点より東側区域の一部
- ・面積：350m² (L50m×W7.0m)
- ・ほかのイベントとの調整により、位置や面積が変わる可能性がある。
- ・電源の供用はないため、業務担当者が確保する。

(ほかの区画で予定しているイベント)

- ・沿道商店や前橋中心市街地の商店による「ストリートマルシェ」
- ・前橋中央飲食組合キッチンカー部会による「キッチンカー出店」
- ・前橋国際芸術祭のサテライト会場など（※内容は調整中）
- ・ストリートファニチャーなどによる「憩い空間の創出」（※Wi-Fi 設置によるワークスペース含む）
- ・けやき並木ライトアップ
- ・道路上での手持ち花火大会
- ・前橋クリエイティブシティワークショップブース（オープンハウス） など

(3) 開催時間の詳細

- ・北側車線は23日午前9時～25日午後8時まで常時規制される。
- ・23日は交通規制完了後の概ね9時30分から設営が可能となる。
- ・イベント開始時刻は各日とも業務担当者の任意とする。
- ・イベント終了時刻は各日とも午後7時とする。

(4) 委託料の上限

委託料の積算は390万円を上限とする。

6 実績報告の提出

委託業務内容の終了後、実績報告書を提出する。

なお、業務の全ての過程において、県と密に協議及び県に対し報告すること。

7 その他

- (1) 業務に関連する事故が発生した場合には、直ちに対応措置等を群馬県に報告し、措置後の詳細な経過及び結果報告を行う。
- (2) 前条までの条件が満たされない場合、一部の事業費を対象の経費と認めず、減額する場合がある。
- (3) 自然災害や感染症の影響等のやむを得ない理由により、委託業務の内容・実施時期を変更することがある。
- (4) 受託者は、成果物が他者の所有権や著作権、肖像権を侵害しないことを保証するものとする。
- (5) 県都市整備課において、当日の交通規制などを行う社会実験業務の発注を予定している。実施にあたっては、この業務と密に連携して業務を遂行する。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議して決定する。